

平成 28 年 3 月 17 日

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様



平成 28 年 3 月 10 日付貴法人からの申入書 4 に対する回答について

平素は、弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいたおります、規約に関するお申入れについて、下記の通り回答させていただきます。

記

1 規約第 7 条の「除名時に入会時費用は返還しない」について

申入書 4 においては、サービス提供開始前に解約した場合には入会時の費用は返金されることとなっているが、除名の場合には入会時の費用は返金されないこととなっているので、サービス提供開始前に除名された場合には、履行されていないサービスの対価が返金されることになり、これは損害賠償額の予定にあたるとされています。

しかし、規約第 7 条の除名事由を見てもわかるとおり、除名事由は結婚相手紹介サービスの提供開始後、当該会員に対して継続的に結婚相手を紹介すべきではない場合を定めたものであり、会員が入会時のサービス提供開始前に除名事由にあたる事態が発生することは、およそ考えられません。

また、弊社としても、会員の皆様の入会手続後、可能な限り速やかに入会時のサービス提供を行い、結婚相手紹介サービスの提供を開始しております。

従って、弊社が、除名会員に入会時費用を返還しないのは、当該会員の除名時に履行済みのサービスに対する対価にあたるためであり、これは「損害賠償の予定」にはあたりません。

以上により、同規約には、消費者契約法第 9 条は適用されないと考えております。

2 特定商取引法 49 条第 2 項について

同法 49 条第 2 項は、クーリング期間経過後において、特定継続的役務の提供を受ける者が将来に向けて特定継続的役務提供契約を解除したとき、役務提供事業者は、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、その解除が役務提供後である場合においては、「イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額」と「ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政

令で定める役務ごとに政令で定める額」の合計額に法定の遅延損害金を加えた額しか請求することができない、とし、その解除が役務提供前である場合においては、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額」（3万円）に法定の遅延損害金を加えた額しか請求することができない、とするものです。

申入書4においては、前述の規約第7条の除名時にも同法が適用されるとされ、申入書2と合わせて読めば、3万円を超える額を請求することはできないことを主張する趣旨と思われます。

しかし、同法49条第2項は、同条第1項にあるとおり、特定継続的役務の提供を受ける者が将来に向けて特定継続的役務提供契約を解除したときの規定であって、役務提供事業者が、契約に定める除名事由のある者を除名し、特定継続的役務提供契約を将来に向けて解除する場合には適用されません。

さらに、前述のとおり、除名会員に入会時費用を返還しないのは、会員の除名はサービスの提供開始後に発生する事態であり、かつ、その入会時費用が当該会員の除名時に履行済みのサービスに対する対価にあたるためです。仮に同法49条第2項が除名の場合に適用されるとしても、役務提供後である以上、「イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額」を請求することは明確に許されております。

従って、規約第7条は、同法49条第2項に反しておりません。

3 上記の通り、弊社規約について、消費者契約法及び特定商取引法に違反するものではないと考えておりますが、法に照らし合わせ、弊社サービスのあり方と合わせまして、研鑽を重ねて参りたいと考えております。

貴法人からの申し入れ活動は終了し、弊社からの回答書をウェブサイトに公開することですが、その場合には本回答書も合わせて公開されるよう、お願ひいたします。

なお、「平成27年4月30日付貴法人からの申入書に対する回答について」に関し、修正後の契約概要書面を本回答書に添付いたしますので、よろしくご査収ください。

弊社回答に何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上